

「喀痰吸引等研修」・「介護職員初任者研修」などの
介護人材育成に取り組まれている事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金の ご案内

(人材育成支援コース)

概要

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

＜人材開発支援助成金の主なポイント＞

1. 「喀痰吸引等研修」・「介護職員初任者研修」(10時間以上)を受講することにより、経費助成・賃金助成が受けられます。

2. eラーニングや通信制による訓練は、経費助成が受けられます。
なお、標準学習時間は10時間以上、または標準学習期間は1か月以上が要件となります。

3. 上記1及び2を組み合わせた場合も、経費助成・賃金助成が受けられます。

<手続きの流れ>

① 都道府県労働局へ訓練計画の提出

●訓練開始日から起算して1か月前までに、「訓練実施計画届」と必要な書類を労働局へ提出することが必須となります。



② 訓練の実施

●内部・外部講師によって行われる訓練、教育訓練施設で実施される訓練等



③ 都道府県労働局へ支給申請書の提出

●訓練終了日の翌日から起算して2か月以内に「支給申請書」と必要な書類を労働局に提出していただきます。



④ 助成金の支給

支給審査の上、支給・不支給を決定（なお審査には時間を要することがあります）